

〔中村順造君登壇、拍手〕
○中村順造君　ただいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

今回の改正案は、津波、高潮及び地盤の変動等に対する海岸保全事業の重要性が、特に臨海地帯に及んでおり、現況にかんがみ、この重要海岸のうち、政令で定める一定の地域において、主務大臣が施行する海岸保全施設に関する工事に要する費用について、国の負担率を二分の一から三分の二に引き上げて、事業を推進しようとするものであります。

本委員会における質疑のおもなる点は、海岸管理制度の一元化、保全事業の統一調整及び補助率等についてであります。詳細は会議録によつて御承認願うことといたします。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君)　日程第二、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。永山自治大臣。

〔國務大臣水山忠則君登壇、拍手〕

○國務大臣(永山忠則君)　地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、住民負担の現状と地方財政の事情を考慮して、個人の住民税、個人の事業税等について軽減するとともに、固定資産税及び都市計画税の負担の調整等をはかるを中心として、所要の改正を行なうこととしたのであります。

次に、以下順を追つて、その概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。まず、所得割につきましては、基礎控除及び扶養控除をそれぞれ一万円、専従者控除を青色申告者につき二万円、白色申告者につき一万円引き上げるとともに、配偶者控除を創設して八万円の控除を行なうこととしました。これに伴い、道府県民税所得割りの税額控除の特例は廃止することとしております。

なお、退職所得については、他の所得と区分し、退職時に課税することいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君)　総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君)　日程第二、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

第三は、娯楽施設利用税についてであります。ゴルフ場の標準税率を六百円に引き上げるとともに、その減収額の六分の一をゴルフ場所在市町に交付することといたしました。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

第四は、料理飲食等消費税についてであります。免税点を二割引き上げるとともに、旅館及び飲食店その他これに類する場所の一定の奉仕料は、課税標準から控除することといたしました。

第五は、固定資産税についてであります。土地に対する税負担の均衡化を漸的に確保するため、宅地等については、昭和四十一年度から所要の調整措置を講ずることといたし農地については、現行の据え置き措置を当分の間延長することといたしました。

また、土地の免税点を引き上げるほか、土地にかかる昭和四十二年度の固定資産税の評価については、原則として昭和三十九年度の価格に据え置くこととしたしました。

第六は、都市計画税についてであります。都市開発の促進に資するため、宅地等については、昭和四十一年度から三年度間所要の調整措置を講ずることといたし、農地については、現行の据え置き措置を当分の間延長することとしたしました。

以上のほか、不動産取得税、鉱区税、電気ガス税等について軽減合理化をはかるとともに、所要の規定の整備を行なつております。

以上の地方税制の改正に伴い、昭和四十一年度におきましては、二百五十七億円の減収となり、平年度におきましては、五百十五億円の減収となるのであります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の趣旨

○議長(重宗雄三君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

○加瀬完君

○加瀬完君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案をされました地方税法改正案に對しまして、質問をいたします。

質問の第一点は、地方税の前提をなす地方財政構造の現状についてであります。

昭和四十一年度の財政計画によりますと、地方財政は極度に悪化、数年一五年も伸び続けておりました地方税収は五・三%にとどまり、また、二・五%引き上げられた交付税も、実質の伸びは三百三十五億円で、好況時の二分の一にしかすぎず、全体といたしまして二千七百八十億円の財源不足となり、結局はこの補てんを大幅な地方債の増額でまかなう、このような構想のようになります。そこで、何ゆえにこのように地方財政が悪化をいたしたのか、この点をあらためて政府に尋ねたいのであります。

その一は、まず自治大臣に伺います。昭和三十八年度決算によりますと、政府の補助事業は、大都市では一八%から二四・六%に、町村では一三・四%から二三・六%と、大幅に増加をいたしております。ところが、地方団体が直接住民サービスとして行ないます単独事業は、大都市では五四・二%から一九・三%に、町村は三二・六%から一〇・二%にと、前年度に比べまして増加率が大幅に減退をいたしております。四十一年度財政計画でも、公共事業は前年比九・五%と増加をさせています。すなわち、地方が勝手に仕事を抜けて赤字を生ずるのではありませんで、

国が地方に負担をかぶせる公共事業等の無制限な拡張が、地方をして負担にたえ切れない現状の因をなしているのであります。この点はお認めになりますか。

その一は、国の財政と地方財政におきまして、租税収入による負担割合の問題であります。ここ数年の国税の自然増収に比しまして、地方税の伸びは何%になつておりますか。今次の地方税の改正で、この貧弱税源の是正が行なわれておりますか。

その二は、義務的経費の支出についてであります。地方歳出上の義務的経費を、國が予算上増額を行ないますと、地方の負担増は、たとえば社会保障費では三〇%、公共事業では六〇%、失対等では五〇%の増とはなりませんか。また、これが給与改定や一般財源を窮屈にしている原因となつてはおりませんか。このように、國の委任事務の費用のために、地方は赤字を生ましめられておるのであります。このよな義務的経費の財源は当然國が責任を持つべきであります。大蔵、自治両大臣に、これらの問題が解決されておるかどうかを伺います。

その四是、大蔵大臣に伺います。地方財源を苦しめているものに給与改定があることは、われわれも認めます。しかし、人事院勧告といふものは、本来が公務員の生活安定を目的に、給与と物価等のバランスをとることをたてて考えているわけでありまして、年度途中でありますても、勧告の必要があれば当然勧告しなければならない筋合いのものであります。問題は、途中で勧告されているかどうかでございます。ところで、給与

改定の場合、國の所要額に対しまして地方支出は一・五倍であります。この補てんを、今まで毎年、特例法等で場当たりの処理をしてきましたけれども、このたびの税制改正では、これの解決がはかられておりますか、伺います。

その五は、地方の超過負担の問題であります。今日の地方財政を困難にさせておりますものに超過負担がありますことは、どなたも御承知のとおりでござります。昭和四十一年度の超過負担見込み額は千二百億円といわれておりますが、間違いはございませんか。これが対策は、新しい財政計画あるいは税法の改正で解決をされておりますか、自治大臣に伺います。

その六は、公債の問題であります。四十一年度財政計画は、歳入のしほみにもかかわらず、地方債を七七・六%も伸ばし、しかも、これを公共事業費の拡大に充てております。前年に比べますと、公募で千七十億円、繰返債で千六百億円の増あります。しかも、新年度は国債の発行があり、その公募分は七千億円といわれてゐるわけであります。そこで、公債の市場消化分は四十年度に比して一兆円以上の増加となります。この中で、地方債が確実に消化ができるか。消化不可能な場合は、その財源の補てんをいかなる方法で処理をされますか。ことしはこれで補うといたとしても、四十二年以降の不足財源を何に求めますか。しか

その七は、租税特別措置等の取り扱いについてお答えをいただきます。

その七は、租税特別措置等の取り扱いについてお

て、総理、大蔵両大臣にお答えを願います。租税特別措置の地方税減収分は五百七十七億円、地方税の非課税分は六百九十七億円、合計一千二百七十億円と推定をされます。なぜ地方税へのね返り分だけでも、この際、遮断措置をとらないのでありますか。個人の場合でありますれば、所得税の減税分が地方税に影響しないために遮断措置を行なっております。現在の地方財政の窮屈で、公債といふ借金に依存をしなければやつていけないときに、当然取れるものを免稅させねばならない理由はどこにありますか。政府は、かかる地方団体の窮屈のときにおきまして、住民福祉をやめ、しかも、住民負担の増長となりましても、企業資本への奉仕をしなければならないのであります。

質問の第二点は、今次改正の具体的問題についてであります。

その一は、住民税の最低賦課額であります。大蔵省は、標準家族の最低生計費を昭和四十一年八万六百九十八円と抑えまして、これに対応いたしました。所得税の最低賦課額を六十万三千四百二十円といたしております。これにも種々異論のあるところであります。しかし、一応これで押さえました。住民税の最低賦課額は明年度でも四十二万三千十六円であります。現行法では、も四十二万三千十六円であります。現行法では、評価は、新評価では百七十七万円、赤羽一丁目の某くだもの店は、現在三万七千円が、新評価ではすけれども、東京某区の三十九年度四万五千円の評価は、新評価では百七十七万円、赤羽一丁目のは一万千二百円となります。十八倍であります。

その三は、固定資産税について、総理、大蔵、経済企画庁長官に伺います。ただいまの御説明では、固定資産税の評価がえによる引き上げ額はたいて影響のないよう御説明がなされておりませんけれども、東京某区の三十九年度四万五千円の評価は、新評価では百七十七万円、赤羽一丁目の某くだもの店は、現在三万七千円が、新評価では五万円で二倍、十年で三倍、二割増のところは五年で三倍、十年で七倍、三割増のところは五年で四・五倍、十年で一六・五倍になります。これは途中で評価がえがないとしての計算であります。

その二は、娛樂施設利用税についてであります。娛樂施設利用税よりは、ゴルフ税として扣税能力のある者から徴収する方法をとるべきだと思います。ゴルフ場は、他の施設に比べまして、固定資産税等の上がりも少なく、しかも、道路等、市町村に与える被害は大きいのであります。したがつて、改正案のことく、税収入額の六分の一を所在市町村に交付することでは問題の解決にはなりません。ゴルフ税によりまして税額を上げますならば平年度百億の增收が期待をされるのであります。以上の二点、大蔵、自治両大臣に伺います。

その三は、固定資産税について、総理、大蔵、経済企画庁長官に伺います。ただいまの御説明では、固定資産税の評価がえによる引き上げ額はたいて影響のないよう御説明がなされておりませんけれども、東京某区の三十九年度四万五千円の評価は、新評価では百七十七万円、赤羽一丁目の某くだもの店は、現在三万七千円が、新評価では五万円で二倍、十年で三倍、二割増のところは五年で三倍、十年で七倍、三割増のところは五年で四・五倍、十年で一六・五倍になります。これは途中で評価がえがないとしての計算であります。

ますので、五年で十倍、十年で三十倍というところも生ずるわけでございます。いま六百円の固定資産税でどうやら經營のやりくりがついておりました店が、十八倍の税にはね上がりまして、三十坪としても三十三万円になります。中小企業者の場合、経営や生活に影響しないと言い切れますか。

固定資産税を上げましても、中小企業者たち障りもなく、物価にもサービスにも影響をしないという保障がございますか。

また、地主の納稅額が五倍、十倍と上がりますれば、地主は当然、この負担を、借家人、借地人にかけてまいります。地代が上がりますれば、また家賃の上がることにもつながってまいります。固定資産税や地代が上がりますれば、地価にも響いてまいります。こういうイタチごっこを誘発させまして、政府の物価対策、地価対策に矛盾を持たしませんか、伺います。これは四十一年度のみの問題ではございません。将来にわたつての問題でござりますので、将来の見通しの上に、地価または物価、あるいは生活についての影響を伺います。

さらに、周囲が繁華街になりますれば、单なる居住地でありましても、固定資産税は増徴をいたしますので、かりに百坪の宅地に住み、いまの固定資産税が坪六百円だったものが、評価が十倍になりますこと、八年後には六千円になります。この人の年収が六十万とするとき、この人は年収全部を固定資産税に取られるということになります。何もないで、じつとしておりまして税金だけがふえる、これは不合理ではございませんか。実際に所得はふえませず、壳卸しない限り担税余裕のない者から税を取ることが、税の本則と認められ

次に、固定資産税の改正で、農山漁村地帯の現在の財源不足を補てんすることにはなりません。その結果は、やがて農地の評価がえにも迫られ、農地の評価がえに踏み切らざるを得ないことになります。農地は据え置きといいますが、その「当分」というのは、いつまででござりますか。
いう矛盾が非常にありますので、少なくとも一年の猶予期間を置いて、このよしな税の性格上の不合理的、あるいは徵収技術上の問題点等を、十二分に解説をして、その上に実施をすべきであるうと思ふわけでございます。しかしながら、両党の申し合せの事項によりまして、これらの問題点は政府において完全に解決をする責任を持つというのならば、この質問は取り消してもよろしくござります。

きたい、かように思つております。また、四十一年度以降におきましても、本年度程度の公債を發行するならば、これは地方財政をこれまで圧迫するものだと、かようには私は考えておりません。非常に長期にわたつてこれの償還等に困難を來たまゝに、こういうような時期は当分はまいらないと私は思います。もちろん、それらの点につきましても、加瀬君が御指摘になりましたように、十分注意していかなければならぬことでございまことに思ひます。ただ大観的に申すと、ただいまの程度なら圧迫がないだらう、かように思います。

そこで、お尋ねになりました租税特別措置、これについてその整理等をこの際考えてはどうか、これはたいへん時宜を得た御提案だと思います。租税調査会におきましても、さような方針での租税特別措置については絶えず検討を続けております。今後とも、そういう意味の整理方法について租税調査会が検討を続けてまいりますから、その答申の結果を待ちまして善処したいと、かよろしく考えております。

次に、固定資産税の問題であります。固定資産税の問題は、ただいまお話のありましたように、衆議院におきまして問題が起つて、同時にまた、参議院におきましても、たいへん関心を示しておられる問題でござります。政府も、これらの問題については、まず第一に、国会の審議、これに十分審議を尽くしていただきて、そらして事態を納得のいく方法で解決したい、かように実は考えております。しかして、ただいまお話のありましたように、この固定資産税——農地は別であります——が、農地は別にいたしましても、いわゆる土地の最近の値上がり等から見まして、在来の固定資

産税をそのまま維持していくことは実情に合わない。これは税制調査会も、三年前から検討の結果、さような結論を出しておるのであります。したがいまして、私どもも、固定資産税を改正の方に向——実情に合うような方向でどうしても結論を出さなければならぬ、このことは考えます。しかし、最近の土地の値上がりは、たいへん高騰、暴騰いたしております。十倍にも、あるいは二十倍にもなっておる。そういうことで、その評価に直ちに合わせて固定資産税を徴収いたしますと、それこそ国民生活を圧迫することになる、かように思います。この評価額、これに応じた税を取るといったましても、いわゆる激変はさせない。税は激変はさせない。そこで激変緩和のいろいろの措置をとつておる。だから長期的な十年というような計画で、実情に合うような徴収をしようというのが本来の骨子であります。この点は加瀬君も御承知のことおりだと思います。このことが必要であり、また、税負担の公平といいう原則から見ましても、やはり非常に資産があえた者、そういう者が税を負担することは、これは当然だと思いますが、大事なことは、激変を緩和するという措置を十分徹底しなければならないと思います。

また、ただいまお話をになりましたように、土地の固定資産税を上げれば、地主などはそういうものの土地の価格に転嫁する、それでは低物価政策をとつておる政府の施策にも反するだらう。かような御指摘でありますと、これはまあどちらが先になるか、議論があるところであります。私は、現在のような固定資産税の制度をとつておると、土地の投機的な所有といいうものがだんだんふえてくる。土地はとにかく持つておればどんどん

二八九

上がるのだ、こういう意味で、その土地を投機的に所有する、保有するが、一方、下降性の出でて、

いいますので、この伸び率が必ずしも不適当であることは等しくないでござります。

ることにいたしましたので、これが他の興業監査の利用規約との關係がござる所で、

〔拍手〕

なお、地方税の伸び率は四十年と四十一年度は

税体系から見て、これだけを引き離して税を加重

○國務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げま

とだし、また税はどこまでも公平の原則であり、
また負担力のあるものが納めるということでなければならぬと、かように私は思うので、今回の
改正を、ぜひとも衆参両院におきましても、与野
党の間におきまして、十分御審議をいただきまし
て、今回成立させたいものだと、かように考えて
おります。

五・三%でございますが、本年は政府も大幅な減税をいたし、また地方税も減税するといふような政策をとりましたので、その伸び率が低いことは、またやむを得ない問題であると考えるのであります。

するということは適当でないと考るるのであります。今日の状態から見て、この程度の引き上げが妥当であると考えておるのでござります。

なお、農地につきましては、当分の間は据え置くことになります。四十一年度は評価額の改定期でござりますけれども、これはやらないとすることを今度の法律案で出しておるのでござります。その次の改定期は昭和四十五年度でござり

第一に給与の問題でござりまするが、公務員給与は、これは人事院勧告に基づきまして政府がこれを決定する、その運営といたしまして、四月調査、八月勧告、かようじに相なつております。その結果、年度の途中で勧告が行なわれ、それに対して政府は処置をしなければならぬ、さようなことでから、中央におきましても、地方におきまして

また、住民税と所得税との割合から見て、住民税は低所得層に対してもかかるつてくる、これはどうも不都合だ。かような意味かと思うような御非常に御発言がございましたけれども、これは税制難の御発言がございましたけれども、これは税制調査会におきまして、所得税と住民税は、これは性格が違うのだ、住民税とすれば、地域の利益のためにできるだけ多數の方々が、地域住民の負担において、分任において仕事をしていくらといふたてまえのように考えておりますので、これは所得税とは違うのだ。しかし、性格は違うことは理解されても、住民税が高いことは困るのだ、かようなお話だと思ひますので、今後とも住民税のあるべき形につきましては、私どもも統いて検討してまいります。(拍手)

をいたしましたので、三百三十億の超過負担を解消をいたしております。もちろん、千二百億円と推定されておりますので、不足でございますから、将来との超過負担の解消には全力をあげるのをございます。しかし、税の再配分等の処置をもつまして、抜本的な解決へいくことが必要であると考えるのでござります。

なお、公債費の問題につきましては、本年度は六%の比率でございますが、しかし国民の所得が伸びてまいりますので、将来これが三千億の、本年と同じような公債を発行いたしましても、所得の伸びを一〇%に見ましたときにおきましては、大体当分七%の平均になりますので、この程度のことから、公債費では地方財政を圧迫することにはならないと考えております。なお、個々の団体で災害が多くあって、公債費が多くなっておる点について

考えるのでござりますが、農地は一般にさほど値上がりをいたしておりません。したがいまして、同時に農地の関係は重大でござりますので、事情をよく勘案いたしまして、十分ひとつ國民の意思に沿うたような処置をいたた考までござります。当分はやらないということでござります。

なお、事例で出されました、四万円の土地を持つている人が、今度固定資産税が上がる場合にかけども、かりに四万円の百坪持つておるとすれば、そうすると四百万円、十倍になれば四千万円、四千万円の土地を持つている人が何にもせず遊んでおるということはないと思う。私は必ずその人は相当の収入があると考えておるのでござります。そのときになつて検討をする時期であると上りきをいたしております。したがいまして、同

も、財源対策として從来非常に苦慮をいたすのであります。それを何とか時期の問題を改正することはできなかつたので、ずっと検討を続けて検討いたしたのであります。どうもただいまのところ名案がない。昭和四十一年度におきましては、さしあたりいままでの方式でやろう。それ以外はない。こういう結論に到達したのであります。が、それに伴ひまする地方財政の問題、この問題は、まあ、そのときの状況に応じまして、適当に善処をいたしていきたいと、かように存じております。

それから、第二点は、超過負担の問題であります。千二百億円といふ超過負担はそのとおりか。こういうお話をござりまするが、千二百億円といふのは、これは地方団体におきまし

〔国務大臣永山忠則君登壇、拍手〕
○国務大臣(永山忠則君) 単独事業の伸び率は、
昨年度とほぼ横ばいでございまして、一五・五%
でございます。公共事業の拡大によりましても、
やはり地方財源の占める関係は一四・九%でござ
ります。

は、交付税等の措置をいたす。その他の問題については、再建整備の措置等でこれが危機を脱するよう指導をいたしておる次第でござります。ゴルフ税におきましては、本年は二百円引き上げまして、そのうちの百円を関係市町村へ交付す

いまして、この点については委員会で十分ひとつお説を拝聴いたしたいと考えて、御答弁をいたしますつもりでございます。

その他の関係等は、残りがございましたら、委員会でひとつ十分答弁をいたしたいと思います。

て計算したものであります。超過負担につきましては、その原因が國にもあります。また、地方側にもあるのであります。そういうよくなとこらから、適正な超過負担額というものが一体幾らになるかということは、判定をわめて困難な問題

官報（号外）

も、われわれ日本經濟全体を扱っている者として統計数字を見ますれば、総理府の家計調査、全都市全世帯の消費者支出金額平均が五万一千三百二十八円、その中で、都市計画税と固定資産税が〇・〇八三という割合になつております。以上のよろなことでござりますから、今回の固定資産税には、われわれも賛成をいたす次第でござります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） これにて質疑の通告者の発言は、終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長（重宗雄三君） 日程第三、國務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策について）。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。坂田農林大臣。

○國務大臣（坂田英一君） 先般国会に提出いたしました「昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告」及び「昭和四十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」につきまして、その概要を御説明いたします。

これらの報告及び文書は、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づいて、政府が毎年国会に提出いたしますものであります。

まず、「昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告」について申し上げます。この年次報告は、岸漁業等について講じた施策に関する報告書」と

に分かれております。

第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、沿岸漁業及び中小漁業の動向に焦点を置き、昭和三十九年を中心として漁業の動向を明らかにいたしております。

その概要を申し上げます。

わが国の漁業生産は、昭和三十一年以降、逐年増大の一途をたどつてまいりましたが、三十八年ににおいて、わずかながら減少に転じ、三十九年にも、サンマ及びイカの不漁を主因として引き続き減少いたしました。このような漁況変動による漁業生産の停滞が見られる反面、国民所得水準の上昇に伴い水産物に対する需要は増大し、その価格も上昇を見せ、また、輸入も、その量は国内供給量の一割足らずであります、増加しております。一方右される面が多いのであります、近時、新漁場開拓も漸次困難となつておらず、また、水産資源に関する国際規制が強化されるなど、水産物需要に応ずる漁業生産の発展には、きわめてきびしいものが申さねばなりません。

漁業の経営体数と就業者数について見ますと、これらはともに、引き続き減少しております。特に中小漁業の経営体数と雇用者数の減少が目立つております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。若年労働力の不足が見られるのであります。

しかしながら、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおいても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少する傾向も見られるのであります。

次に、沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は、近年着実に上昇しております。特

に昭和三十九年には、ノリの豊作に加えて、魚価の上昇もあり、その所得は大幅に上昇いたしました。

たとおりであります。政府といたしましては、

このよろな動向を考慮しつつ、沿岸漁業等振興法の定めるところに従い、沿岸漁業及び中小漁業に

関する施策を着実に具体化することを基本的態度とし、昭和四十一年度においては、水産資源の維持増大、漁業生産基盤の整備、沿岸漁業と中小漁業の近代化、水産物の流通合理化及び災害対策の充実を重点に、諸施策の推進をはかることとしたいた

しておるのであります。

市労働者との格差は依然として大きいと考えられるのであります。また、中小漁業の経営におきましては、漁業収入が伸び悩んでいるのに対し、物的経費や人件費の支出が増大しているのみならず、自己資本比率も低下し、支払い利子の負担が増加するなど、収益性を低める要因が見られるのであります。一方就業者の賃金水準はかなり上昇しておりますが、労働条件及び労働環境にはなお改善の余地が大きいと考へられるのであります。

この文書におきましては、これらの昭和四十一年度において講じようとする諸施策を、おおむね、沿岸漁業及び中小漁業に関する施策全般について、沿岸漁業等振興法第三条の項目の分類に従い、農林省所管事項にとどまらず、他省所管事項をも含めて記述いたしております。

以上、「昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告」及び「昭和四十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」について、その概要を御説明いたした次第であります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。川村清一君。

○川村清一君 私は、日本社会党を代表し、たゞ最後に、「昭和四十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」について申し上げます。

この文書は、年次報告にかかる漁業の動向を考慮して、昭和四十一年度において政府が沿岸漁業等について講じようとする施策を明らかにしたものをいたします。

この白書を一読して端的に感することを率直に申し上げるならば、まさに優等生の作文であります。政府当局に都合の悪いところは、意識的に巧

質問の第一点は、沿岸構造改善事業に対する成果と欠陥が分析されていないことについてであります。沿岸漁業の生産は、漁船漁業については漁獲量、昨年は豊漁でありましたが、本年はまた暖冬異変の関係で大不作といわれ、関係漁民はその対策に天災融資法の適用を願つて、陳情運動を行なっております。このように、その生産動向はさわめて不安定であります。沿岸漁業の振興をはかる目的をもって、多額の国費、地方費を投入し、あるいは地元漁民も経費を負担して、沿岸構造改善事業を施行しているのであります。が、その効果が漁業生産の面にいまだに顯在化されないことは納得できません。白書は何ゆえこの点を明らかにしていないのか、お答え願います。

質問の第三点は、水産物の需給関係と価格の問題についてであります。白書は、生産量は減少したが、旺盛な需要によつて価格は上昇して、漁家所得は前年より三%増加したことと報告しております。水産物の価格が上がり、漁家所得が向上したこととは、漁民にとっては喜ぶべきことではあります。ですが、これは政策的ななされたことではなく、需要が増加したことによる自然的現象であります。したがつて、恒常的に安定したものではありません。生産減を価格が補うといふ経営は不安定であります。白書は、この点、深く分析すべきであります。資本主義機構の中では、価格が需給関係で形成されることは確かであるが、少なくなるれば何でも高くなるとは限らないのであります。消費動向を予測し、需要の長期的見通しに立つて生産の計画運営をすべきであり、このことによつて漁家経済の安定が期せられるのであります。水産物の輸入は、対前年比五一%増で、三十五年当時の六倍近くに激増をしております。白書は、この点、需要の増大と国内生産の停滞によるものと言つておりますが、これこそ全く、輸入に対する定見を欠いたものであり、場当たり行政の最たるものであります。国民の健康を守る動物性たん白質資源である水産物の必要需要量が推定され、これにこたえる国内自給率の計算を基礎に輸入量をきめていく分析がなされない限り、長期的な政策を立て得ようはすもなく、ソ連、韓国等から多額性大衆魚の輸入におびえている沿岸漁民を安心させつづく取り組むべきであり、科学的資源論に基づいた強力な水質汚濁対策や恒久的な生産対策が打ち立てられなければならないと思いますが、これに対する御見解をお伺いいたします。

対する御見解をお尋ねする次第です。

質問の第四点は、漁船漁業の経営と漁業調整の問題についてであります。白書は、沿岸漁家層を分析して、三トンから五トン層の經營が、漁業所得の生産性が比較的高く、家族労働を中心とした經營も集約的に營まれてゐるので、この層の經營体數が最も伸び、沿岸漁船漁業の中核として今後とも発展が期待されると分析評価しております。一方、中小漁業につきましては、十トンから三十トン層が著しく減少していることを明らかにしておりますが、従来、この層は、沿岸漁業の中心的存在でもあり、沿岸経済に対する寄与率は非常に高かったのであります。しかし、近年、資源の枯渇によって企業採算性が低落したため激減したのであります。このような情勢の中で、政府は、今後沿岸の漁船漁業に対し、どのような方針で指導なさるか、そのお考えを明らかにしていただきたいと存じます。

さらに、続いて、二百トンから五百トン層への大型化が増加していることに対しは、何らかの施策が考慮されなければならないと思うのであります。このことは、資本設備の拡充と相まって、操業区の拡大と生産力の増大を促進はしてきたが、生産の伸びが順調に進まぬ限り、資本効率を低下させ、経営が行き詰まる危険性を多分に包蔵しております。このことが中小漁業の独占資本への系列化が激増する要因になつてゐると思考されます。大資本と中小漁業との関係の中で、この問題にどう対処していかれるか、明らかにしていたただきたいと思います。

次に、白書は、漁業調整、漁業取り締まりにつ

いて相当詳しく述べておき、沿岸沖合における底びき漁業については、嚴重な取り締まりのものであります。小型、中型機船底びきによる沿岸漁民に与える損害は、相も変わらず相当額にのぼり、両者の紛争は各地に頻発しております。底びき漁業は沿岸漁民の怨嗟の的になつてゐるが現実の姿であります。沿岸漁民は政府に対し、底びき網漁業の禁止区域の拡大、網目の規制、夜間操業の禁止、暴力的入り会いの徹底的取り締まり、違反漁船の許可取り消し等、強力な措置を講ずることを要望し、底びき漁業からの被害の絶滅と乱獲を防止し、資源の維持を期待し、願つてゐるのであります。日韓漁業協定では、共同規制水域内の底びき漁業について強力な規制措置をとつておりますが、わが国沿岸においても当然規制措置を強めるべきであると思ひますが、これに対する御見解をお伺いいたします。

型が多く、しかもその数は二千隻を上回っております。この漁業を禁止されることは沿岸漁民の死活に関する問題であり、いまや関係漁民は異常な関心をもつてモスクワ会議の成り行きを見守っております。政府はこの問題について、いかなる方針をもつて対処せんとしているのか、御決意のほどを明らかにしていただきたいと存じます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤築作君〕 川村君にお答えいたし

○國務大臣佐藤築作君登壇、拍手

まず第一、漁業白書、これはもう毎年国会に提出するものでござりますが、この中身が、ただいま言われますように、どうも政策的な、また長期的な展望に立っていない、こういう御批判であります。確かに私もさよなら点を感じます。申すまでもなく、お話をありましたように、かつての水産王国、世界第一の日本が、ただいまではその地位を守ることができなくなつた。また、新たに各國とも漁業に進出してくる、あるいは国際的な規制も強まつてきている。こういうことで、なかなか遠洋漁業もいろいろの制約を受ける。かように感じますので、やはり白書におきましても、沿岸漁業振興等についての特殊な政策を盛ることは当然でありますけれども、同時にまた、漁業の方等につきまして、長期的展望に立つての第二部、あるいは第三部と申しますか、そういう意味のものを皆さま方に報告するのがいいように思ひます。そういう意味でいろいろ政府も検討しております。また、各方面のお知恵も拝借いたしまして、ただいまの御希望に沿うように努力したい、かのように思ひます。

第二の問題といたしまして、沿岸漁業、また中小企業と大資本の漁業との問題についてのお話であります。私が申すのもいかがかと思いますが、この漁業は、魚の種類あるいは漁場等によりまして、それぞれの適当な経営規模があるようになりますが、この適当な規模、それが守られる限りにおいては、大資本と中小漁業との間に競合の関係は起らぬはずだと、かように思いますが、しかし、最近の漁業の実態等を見ると——あるいは特に母船式漁業における独航船との関係などを見ますと、ただいま申し上げるよるに全然競合しないというわけじゃない。これは競合するが、しかし、むしろ協力関係においてこの問題を規律することのほうが望ましいのではないか。いわゆる競争の弊ばかりを考えるよりも、お互いに協力的関係においてこれを規律していく。そういう意味で、沿岸漁業についての特殊な振興方策は、もちろん資金等においては、許認可の際にただいまの競合関係が起らぬよう十分注意していくつもりであります。また、そういう意味で努力しなければ、この大資本に太刀打ちのできない中小企業だと、かように考えておりますので、特に許認可等の場合に十分考える、あるいはまた、その振興方策として金融等も特に注意するということでありたい、かように考えております。

次に、領海の問題についてのお尋ねがありまし

○國務大臣坂田英一君登壇、拍手

○國務大臣坂田英一君登壇、拍手

は、国家間の慣行を法文化した程度であります。そのうち三つは、御指摘のとおりで十分目的を達するようにいたしたいと、かよ

ニージーランドも新しくこの十二海里専管水域を主張しているというのですが、これは外交交渉の結果においては、大資本と中小漁業との間に競合の関係は起らぬはずだと、かように思いますが、しかし、最近の漁業の実態等を見ると——あるいは特に母船式漁業における独航船との関係などを見ますと、ただいま申し上げるよるに全然競合しないというわけじゃない。これは競合するが、しかし、むしろ協力関係においてこの問題を規律することのほうが望ましいのではないか。いわゆる競争の弊ばかりを考えるよりも、お互いに協力的関係においてこれを規律していく。そういう意味で、沿岸漁業についての特殊な振興方策は、もちろん資金等においては、許認可の際にただいまの競合関係が起らぬよう十分注意していくつもりであります。また、そういう意味で努力しなければ、この大資本に太刀打ちのできない中小企業だと、かように考えておりますので、特に許認可等の場合に十分考える、あるいはまた、その振興方策として金融等も特に注意するということでありたい、かように考えております。

次に、領海の問題についてのお尋ねがありました。領海の問題は、これは伝統的に大多数の国がただいまの三海里説をとっています。わが国もさような意味で三海里説をとっています。われを変える考はございません。しかし、特殊な

ことは、我が国のように遠洋漁業が今日の漁業の中心をなしている、こういう場合にすいぶん利害関係がありますので、これは慎重を期していくつもりであります。十分検討いたしまして、そうして結論を出すこととあります。まだ政府は態度をきめておりません。(「領海は何海里を主張するのか」と呼ぶ者あり) 領海の話は、先ほど申しましたように三海里を主張する、これは変えない

い、かように思つております。重ねてお答えしておきます。

次に、漁業の問題は、沿岸漁業は別であります

が、ただいま申し上げるよるに、国際漁業とい

うことに発展いたしておりますので、どうしても各

国間で協調することが必要だし、また、国際的信

義を守つていかなければなりません。

ニージーランドも新しくこの十二海里専管水域

を主張しているというのですが、これは外交交渉

で十分目的を達するようにならうといたしたいと、かよ

ニージーランドも新しくこの十二海里専管水域

を主張しているというのですが、これは外交交渉

が、科学的な資源分析に基づいて恒久的な漁業施策を講すべきでないか。不作になつた、そのかわり植段が上がつた、といふような不安定なことによつて利益を得るといふようなことは、だめではないか、こういふ御質問でございます。それで政府は、調査研究を推進し、水産資源の実態の把握につとめるべきであります。現状でも幾多の調査研究の成果をあげておることは御存じのとおりでござりまするが、なお今後にもつべき点が少なかないのでござります。資源の動向の把握にはな長期的観察を必要とする事情にありますので、年次報告において資源を総合的かつ具体的に記述するに至るには、まだ困難な面が非常に多いということであります。しかしながら、今後とも水産資源に関する調査研究を推進いたしまして、漁業施策を講ずるにあたつても、もちろん限られた部面ではありまするが、つとめて科学的に資源を活用してまいりたい御指摘のとおりそういうふうに考えておる次第でござります。

では、ある程度見通しを立てておるのでござります。しかし、生産計画となりますと、わが国は魚種が多種でありまするほかに、漁況、海況等の自然条件に左右される面が多くて、生産計画の予想はきわめて困難であります。しかし、需要増加に対処し、漁業政策の充実をはかるべくして——とにかく需要は、うんとふえるのでありまするので、その生産の維持増大にはできる限りの努力を払つてしまいたい、こういう所存でございます。

それから、政府は水産物の必要需要量を予測して、生産の面もさうであるが、輸入量についてもさようなことをもつと計画的に考えないと非常に困るのではないか。特に沿岸漁業において非常に困るという御質問でございますが、水産物の需要の増加に伴いまして輸入量は増加いたしておる。これは現在一割近くに達しております。今後の水産物需給を見るに、需要のほうは、食料用及び飼料用、ともに増大するのに対しまして、供給は、先ほど申したように、漁況変動、未開発漁場の減少、国際規制の強化等、漁業生産にとってきびしい環境下にあり、したがつて、輸入の増加も考えられているというわけであります。この場合、輸入水産物と競合するおそれのある水産物がわが国の沿岸漁業者に生産されている場合において、これが一番沿岸漁業者にとって非常な不安でありますことは、言うまでもございませんので、現在は国内の需給状態を見て、そして輸入割り当て制度の活用等によつているのであります。なお、沿岸漁業等振興審議会において基本的な検討を行なつているのでござります。輸入量をどうきめるかについても、需要量の測定、次の漁期における生産

議会においてもこれを取り上げて検討中であるわけでございます。
それから、漁船漁業經營と漁業調整についての問題として、政府は三ないし五トン層を中心核漁業として育成するつもりであるか、その他、漁船漁業經營についての指導方針はどうか、こういろいろ点について明らかにせよといふ御質問でござりまするが、沿岸漁業等は、各地域により、それぞれ事情を異にするので、どの階層の漁船漁業を育成すべきであるかということは、これは一がいに言うことはできませんが、一般的には、三ないし五トンの階層にある漁船漁業が、家族労働を主体とした漁業の中で比較的生産性も高く、所得も多い階層であると言えまするので、これらの階層について相当考えておるのでありまするが、なお最近においては、五トンないし十トンの階層でも、漁船裝備の向上によって、家族労働を中心として生産性の高い経営も出てきておるという現状でござりまするので、これらの点を考慮して進まなければならぬと考えております。また十トン一三十トン層は、沖合い漁業の中で經營規模も小さく、漁場の中で經營規模も小さく、操業上不利な点もあるが、小型機船底びき網漁業のように比較的安定しているものもあるわけでございます。御存じのとおり。政府としては、魚種、漁業条件等に適合した高い生産性及び所得を得られるような漁船漁業經營の育成に——かれこれ考えまして、それからの育成につとめていくことは言うまでもございません。
また、二百トンないし五百トンの大型化が進んでいるが、そのために中小企業が圧迫を受けるでいるが、そのため中小企業が圧迫を受ける

りますが、なお一つ、つけ加えて申し上げたいことは、多額の資金を必要とするのでありますて、これらに対し農林漁業金融公庫及び農林中央金庫の資金を重点的にあつせんすることによって、中小企業者の漁船大型化に支障のないよう処置してまいることで進んでまいりたいと思うのでござります。

また第五番目といたしまして、白書は底びき漁業についての取り締まりの効果をうたつておるが、実際は沿岸漁業との紛争が頻発しておる。そこで底びき漁業の規制をもつと強化すべきではないか、こういう御質問であります。もちろん、その点もあると存じまするが、ところによつて、これは相当規制すべきことあるし、また少し緩和したほうがいいというところもござります。たゞ北海道のごときはかなり規制を進めていく必要があるのでないかとも思われるのでございまして、それらの地域によつて、これらを考慮してまいるわけでございます。したがつて、必要なところで進みないと考えるのでござります。

第六には、日ソ漁業協定においてソ連側の考え方、この問題でござりまするが、三月一日からモスクワにおいて会議が行なわれておりますることは御承知のとおりでありまするが、最近、技術会議、いわゆる小委員会が終わつたところでございまます。これからサケ、マス、それからカニ等の漁獲量の協定等に入る——最近入る予定でございます。その際において、B地域におけるわが国漁業船舶数の九割削減を主張している模様であるが、これでは沿岸小型漁船、漁民にとつてはたいへん

官 報 (号外)

椿 繁夫君	横川 正市君
久保 等君	岡田 宗司君
藤原 道子君	加藤シヅエ君
松澤 兼人君	羽生 三七君
内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	福田 起夫君
農林大臣	坂田 英一君
建設大臣	瀬戸山三男君
自治大臣	永山 忠則君
国務大臣	藤山愛一郎君
政府委員	
内閣法制局長官	高辻 正巳君
自治省財政局長	柴田 譲君
自治省税務局長	細郷 道一君

スペインにおける水爆積載機B-52の墜落事件とアメリカの日本への核もどろみについての質問主意書

アメリカ政府の公式声明によれば、核兵器をのせたアメリカのB-52戦略爆撃機一機が本年一月十七日、スペイン海岸沖に墜落した。この事故で、広島、長崎に投下された原爆の数百倍の爆発力をもつ水爆四個がスペイン領内と地中海の沿岸水域に落ち、一個が行方不明、三個のうち二つの水爆の雷管が破裂して、放射能物質をまきちらした。起爆材である通常火薬の一部は爆発をおこしてた。

この発表の内容ほど、全世界の人びとの心を凍らせるものはない。もし、通常火薬の一部だけではなく、全体が爆発しておつたならば、ヨーロッパの一偶で、広島原爆の数百倍の威力をもつ核爆発で、大惨事がひきおこされていたであろう。

アメリカの政治家自身も、再三再四、誤算や事故の結果として戦争のおきる危険性があるとのべていており、このような事故による核爆発が、その地域に大惨事をひきおこすだけでなく、それを他国の核攻撃と誤算して、全世界が熱核戦争にまきこまれないという保証はどこにもないし、逆にその危険性が極めて大きい。まさに、世界と平和の将来にとつてゆく問題であるといわなければならぬ。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十一年三月十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

鈴木 市藏

た。しかし、スペイン領内と地中海沿岸水域は放射能に汚染された。これは大気圈内外、水中での実験を禁止したモスクワ条約を侵犯するものである。同条約のもつとも重要な目的の一つが、これららの放射能汚染を防止するにあつたことは周知の事実だからである。

また、アメリカも調印し、批准した一九五八年の公海条約は、放射能物質その他有害な物質の使用をふくむあらゆる作用の結果として、海洋あるいは海洋の上空が汚染されることを防止する措置をとるよう義務づけているが、今回の事件は、この条約をも侵犯している。スペイン沿岸水域は公海の水と不可分に結びついており、公海汚染といふ現実の危険が生じているからである。

水爆積載米軍機が、アジアとヨーロッパで常時、パトロールしている現状のもとでは以上のような危険性がつねに全世界にのしかかっている。

とくに我が国はアメリカのベトナム侵略戦争の基地になつていて、B-52戦略爆撃機が日本に来た事実を政府も否定することはできなかつた。台風避難を口実として、B-52戦略爆撃機の板付基地への飛来を承認した。米原子力潜水艦、原子力空母を中心とする原子力艦隊の日本「寄港」も認められた。

参議院議員鈴木市藏君提出スペインにおける水爆積載機B-52の墜落事件とアメリカの日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木市藏君提出スペインにおける水爆積載機B-52の墜落事件とアメリカの日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

るに、佐藤内閣は「安保条約の義務の忠実な履行」を強調し、一九七〇年以降も十年程度延長することを考慮すべきだと述べている。

以上のような現実を前にして、スペインでの水爆積載B-52墜落事件にかんがみ、核兵器を積載したアメリカ軍用機が日本の領海、領土、領空を絶対に飛行しないことをあらためて確認し、それを検証する具体的な措置をとり、国会を通じて全国民の前に明らかにする決意があるか、どうか。

明確な回答を与えることができなければ、政府及びアメリカのいかなる口約束もごまかしにすぎないと断ぜざるをえない。

昭和四十一年三月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

参議院議長 重宗 雄三殿

日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木市藏君提出スペインにおける水爆積載機B-52の墜落事件とアメリカの日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

日本への核もどろみについての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

落したことは承知している。核爆弾は、この種の事故があつても安全装置が作動している限り爆発等を起すことはないものと承知しているが、この種の事故が再び起らぬことを願つておる。

核兵器の日本へのもたらしは、日米安全保障条約により重要な装備の変更として、日本政府との事前協議を必要とする。日本政府との事前協議を経ないで、米軍が日本国内に核兵器をもたらすことはあり得ない。

〔第十四号参照〕

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三日

通行税法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三日

大蔵委員長 德永 正利

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年三月三日

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

賃率の引上げ率と同程度に、〔二〕貨物運賃は等級を四等級に圧縮するとともに賃率を約十七ペーセント引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の經營を改善し、輸送力の増強及び保安施設の整備を図るために、〔一〕普通旅客の二等運賃は一キロメートルごとに四百キロメートルまでの部分については三円六十五銭に、四百キロメートルをこえる部分については一円八十銭に、〔二〕航路の旅客運賃は旅客

一、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。

い。

昭和四十一年三月二十二日 參議院会議録第十七号

明治二十五年三月三十日
郵便物認可

定価 一部 二十五円
だし良質紙は三十円
郵送料共

發行所

東京都港区赤坂美町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二一六六